主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人小田泰三上告趣意第一点について。

所論の昭和二三年最高裁判所規則第九号四条二項の規定が、所論憲法一四条の規定に違反しないものであることは、当裁判所昭和二三年(れ)第二一一八号、同二四年六月一三日大法廷判決(判例集第三巻第七号一〇〇三頁参照)の趣旨に徴して明らかであるから、論旨は理由がない。

同第二点について。

所論原審判決書に「検事A関与」とある記載は、刑訴規則五六条二項の規定にい う「公判期日に出席した検察官の官氏名の記載」の趣旨であるから論旨は採るを得 ない。

同第三点について。

所論は刑訴四〇五条所定の適法な上告理由にあたらない。

そして記録を精査するも、本件につき刑訴四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、刑訴四〇八条に従い、裁判官全員一致の意見によつて、主文のとおり判決する。

昭和二七年一月一一日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官